

令和5年度第2回幕別町障がい者福祉計画策定委員会

- 1 日 時 令和5年11月24日（金） 18：30～20：05
- 2 場 所 幕別町役場 会議室2A・B
- 3 出席者 出席委員：高橋委員長、景山委員、小尾委員、佐藤(恵)委員、佐藤(文)委員、
宮澤委員、菅野委員、赤石委員、森脇委員、村上委員、宇佐美委員、
堀委員
事務局：樫木部長、亀田課長、高橋課長、菅原係長、塚本係長、居城主査、
浅田主事補

- 4 議事録 次のとおり

~~~~~

## 1 開 会

- 福祉課長 皆さん、こんばんは。一日のお仕事を終え、お疲れのところ、本委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回幕別町障害者福祉計画策定委員会を開会いたします。

## 2 挨拶

- 福祉課長 はじめに高橋委員長よりご挨拶をいただきます。

- 委員長 皆さん、こんばんは。

今年も残すところ1か月程となりましたが、年末を控え大変お忙しい中、本委員会にご出席を賜りましたことにお礼を申し上げます。

さて、第1回の委員会におきまして、令和6年度から3年間の計画期間とした「第7期幕別町障がい福祉計画」及び「第3期幕別町障がい児福祉計画」の策定に関して、町長からの諮問を受けたところであります。

本日は、「まくべつ障がい者福祉プラン2021(改訂版)」の素案が示されており、この中に盛り込まれております2本の当該計画について、委員の皆さんと審議をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。

- 福祉課長 この後の議事につきましては、高橋委員長が進行いたします。よろしくお願いいたします。

## 3 協議・報告事項

- 委員長 それでは、協議・報告事項に入ります。

1) 障がい福祉計画及び障害児福祉計画策定に係るアンケート調査の結果につ

いて事務局から説明をお願いします。

○障がい福祉係主査

まず初めに、配布資料について確認させていただきます。お手元に、右上に資料 1-1 と記載された A4 横向きの資料「障がい福祉計画策定に関するアンケートの集計結果」障がい者用のアンケート、次に、資料 1-2 と記載された障がい児用のアンケート集計結果、そして、本日差し替えさせていただいた右上に資料 2 と記載された「まくべつ障がい者福祉プラン 2021（改訂版）（案）」、最後に 1 枚もので、「まくべつ障がい者福祉プラン 2021 改訂版策定スケジュール案」、全部で 4 つの資料となりますが、お手元にごさいますでしょうか。

それでは私から、資料 1-1 と 1-2 の第 7 期幕別町障がい福祉計画及び第 3 期幕別町障がい児福祉計画に係るアンケート結果についてご説明申し上げます。まず、8 月に開催した第 1 回策定委員会でもご説明しましたとおり、アンケート実施の目的は、次期計画の策定にあたり、障がいのある人やそのご家族に対して、障がい福祉サービスの利用実態の把握や今後の障がい福祉施策に反映させるため、生活面・経済面での実態、障がいに対する地域の理解度や将来の希望についてもお聞きすることを目的として実施をしています。調査期間は令和 5 年 8 月 31 日（木）～ 9 月 29 日（金）の期間で行いました。

それでは、資料 1-1 をご覧ください。【障がい者用】アンケートについてです。上段に配付数や有効回答数を記載しております。全配布数は 489 件、そのうち 190 件の回答をいただき、回答率は 38.85%でした。今回のアンケートから Web での回答も可能にしており、Web 回答は 51 件、郵送での回答は 139 件となっております。前回の回答率は 39.09%でして、今回 Web 回答を可としておりましたが、前回と同程度の回答率となりました。

資料の 1 ページから 4 ページにかけては、アンケートにご協力いただいた方の、年齢、障害者手帳の有無、医療的ケアの状況などを記載しているものとなります。

続いて、5 ページから 7 ページにかけては、「サービス利用状況と利用意向」についてアンケートしたものを記載しています。5 ページ問 12 をご覧ください。

利用しているサービスについては、12 就労継続支援が一番多く、前回のアンケート調査と同様の結果となりました。6 ページ問 13 をご覧ください。3 年以内に利用したいと考えているサービスについては、17 補装具や日常生活用具の給付が一番多い結果となりました。7 ページ問 14 をご覧ください。今回のアンケートから新たに設けた設問です。サービスを利用している場合に、重要視するところはどこかについてですが、3 事業所の雰囲気、4 支援内容や取組内容と回答した方が多い結果となりました。

続いて、8 ページから 13 ページにかけては、「住まいや暮らし」についての設問です。9 ページをご覧ください。問 17、18 については、GH や病院・施設入所

している方々が将来どういったところでの生活を希望しているかといった内容となっております。問 17 については、8 ページ問 15 あなたが住んでいるところはどれですかの設問で、「4 GH」「5 病院・施設」に入居していると回答した 6 名に対しての設問となっておりますが、その他の方からも回答があったため、アンケート結果に反映させております。

9 ページ問 18 についてですが、問 17 において地域の公営住宅や賃貸住宅での生活を「1 希望している」と回答した 13 名に対しての設問となっておりますが、その他の方からも回答があったため、アンケート結果に反映させております。将来、住みたい市町村としては 1 幕別町が一番多く 15 名、次いで 2 帯広市が 8 名となっております。10 ページをご覧ください。下段 GH や施設を出て生活するために、希望する支援としては、8 困った時に相談できる相談員をつけるが一番多く 22 件となっております。

13 ページをご覧ください。問 23、24 については、今回新たに設けた設問です。問 23 普段介助・介護している人が緊急の理由があるときにどのように対応しているかについては、4 特別な対応をしていないという方が 52 件、36.9%の割合で一番多くなっております。問 24 障がいがあることで発生している経費負担については、1 医療に係る自己負担、5 通院や通所のための交通費が多く占めています。

続いて、14 ページから 16 ページにかけては、「悩みや相談ごと」についてです。15 ページ問 26 をご覧ください。悩みごとや心配ごとなどを相談したいこととしましては、1 健康や治療に関すること、7 将来の住まいや家事のことなどが多くを占めています。

続いて、17 ページから 21 ページにかけては、「外出や仕事」についての項目です。17 ページ問 28 から 18 ページ問 30 にかけては、外出の頻度や交通手段、また、不便に感じる部分は、といった内容となります。19 ページ問 31 から 21 ページ問 34 にかけては、就労の実態や今後の希望、また、障がいのある方が会社などで勤めるにあたって、どのような配慮が必要かなどについての内容となります。19 ページをご覧ください。問 31 で 7 障害福祉サービスを利用して、就労継続支援や就労移行支援の事業所に通所している方が 35 名、8 働いていない方が 61 名の計 96 名いらっしゃいまして、問 32 の設問では、そのうち 1 すぐにでも仕事をしたい方が 5 名、2 将来的には仕事をしたい方が 9 名、3 仕事をしたい思いはあるが、自分に合った仕事があるか不安を感じるという方が 18 名いらっしゃいました。

21 ページ問 34 障がいのある方が勤めるにあたって、どのような配慮が必要かについての設問については、3 職場内での障がいに対する理解、4 障がいの状況

に合わせて働き方が柔軟という回答が多く占めています。

続いて、22 ページは「情報収集」についての設問です。問 35 情報をどのように集めていますかという設問では、2 インターネット・テレビ・新聞・情報誌から情報を収集していると回答されている方が 42.1%と非常に多い状況となっています。

続いて、23 ページは「地域防災」についての内容となります。問 37 になりますが、災害時の困りごととして、5 避難所でのプライバシー保護の不安、7 薬や医療の確保などの項目に多くの回答をいただきました。

続いて、24 ページから 25 ページにかけては、「障がいへの理解や成年後見制度」についての内容です。24 ページ問 38 をご覧ください。障がいがあることで、周りの人から差別されるなど、嫌な思いをしたことがありますかという設問では、嫌な思いをしたことがあるという「1」や「2」について回答された方が合わせて 56.3%となっており、半数以上の方が、障がいがあることで周りから嫌な思いをしたことがあると回答している状況でした。25 ページ問 39 をご覧ください。成年後見制度について「1 名前も内容も知らない」や「2 名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答された方が合わせて 59%となっており、成年後見制度については、約 6 割の方が制度内容を知らないと回答しているところです。

26 ページ以降は、「これからのまちづくり」についての内容となっています。27 ページ問 42、28 ページ問 43 については、今回新たに設けた設問です。27 ページ問 42 幕別町で充実していると思うところとして、1 障がい理解を広めるための教育・広報活動、6 障害福祉サービスの充実の順に回答が多く、28 ページ問 43 幕別町で不足していると思うところとしては、10 同じ障がいのある人で悩み相談や情報交換できる場、6 障害福祉サービスの充実の順に回答が多い結果となりました。29 ページから自由記述欄となっており、福祉制度や相談体制等の充実、施設の充実や、障がい者に対する理解など、様々なご意見をいただいたところがあります。

次に、資料 1-2 をご覧ください。【障がい児用】アンケートについてです。【障がい者用】アンケート同様、上段に配付数や有効回答数を記載しております。全配布数は 222 件、そのうち 89 件の回答をいただき、回答率は 40.1%でした。Web 回答は 37 件、郵送での回答は 52 件となっております。前回の回答率は 40.0%でして、【障がい者用】アンケート同様、今回のアンケートから Web 回答を可としておりましたが、前回と同程度の回答率となりました。

資料の 1 ページから 4 ページにかけては、アンケートにご協力いただいた方の年齢、障害者手帳所持の有無、医療的ケアの状況などを記載しています。

続いて、5 ページから 6 ページでは、「サービス利用状況と利用意向」についてアンケートしたものを記載しています。5 ページ問 12 サービスを利用しているものおよび 6 ページになります。問 13 3 年以内に利用したいサービスでは、どちらも 4 児童発達支援・放課後等デイサービスが一番多い結果となり、問 14 利用する（したい）場合に、重要視するところとしては、4 療育等の内容が最も多い結果となりました。

続いて、7 ページから 10 ページにかけては、「暮らし」についての設問です。8 ページ問 17 をご覧ください。今回新たに設けた設問となっており、7 ページ問 16 日常生活で「1 父母・祖父母・兄弟姉妹」「2 その他の親族」から主に声がけや介助・介護を受けていると回答した、83 名の方を対象にした設問となっています。声がけや介助・介護している人が悩んでいる、困っていることとして、7 家族の将来、3 子どもへの対応と仕事等との両立の順に回答数が高い結果となりました。

9 ページ問 19、10 ページ問 20 についても、今回新たに設けた設問となっております。9 ページ問 19 普段介助・介護している人が緊急の理由があるときは、1 親族に協力してもらうとの回答が最も多く、10 ページ問 20 障がいがあることで発生している経費負担は 6 児童発達支援・放課後等デイサービスの利用料が最も多い回答となりました。

11 ページ、12 ページは「悩みや相談ごと」についての設問です。11 ページ問 21 をご覧ください。発達の不安や障がいに気づいたきっかけですが、1 家族が気づいた、4 保育所・幼稚園・学校の教職員から指摘されたといった回答が多くなっております。12 ページ問 24 をご覧ください。困ったときの相談支援体制について、どのようなことの充実に望むかについての設問では、5 子どもの教育や療育・発達に関して専門的な相談員への相談が最も多い回答で、67.4%となっております。

続いて、13 ページから 16 ページにかけては、「教育（保育）や療育、支援に関する連携」についての内容となっています。15 ページ問 27 をご覧ください。将来、働くことについてどのように考えているかという設問ですが、1 一般就労をしたい、2 障がい者に配慮された環境で働きたい、の項目に多くの回答をいただきました。16 ページ問 29 をご覧ください。保健・福祉・教育との連携で一番望むこととしては、1 本人にとって良いと思われる支援が引き続き行われることといった要望が 72 件、全体の 8 割以上を占めている状況です。

続いて、17 ページは「障がいへの理解」についてですが、障がいを持っていたり、支援を必要としていることで周りの人から差別されるなど、嫌な思いをしたことがありますかという設問では、嫌な思いをしたことがあるという「1」や「2」

について回答された方が合わせて 59.5%となっており、約 6 割の方が、障がいがあることで周りから嫌な思いをしたことがあると回答しています。

続いて、18 ページは「地域防災」についての内容です。問 32 になりますが、災害時の困りごととして、1 災害の状況や情報が伝わってこない不安、3 避難所におけるコミュニケーションの不安などの項目に多くの回答をいただきました。

19 ページ以降については、「これからのまちづくり」についての内容です。19 ページ問 34、20 ページ問 35 は今回新たに設けた設問となっております。19 ページ問 34 幕別町で充実していると思うところではありますが、5 特別支援学級や特別支援学校での支援体制、10 児童発達支援や放課後等デイサービス・発達支援センターの充実の順に多い回答となっております。20 ページ問 35 幕別町で不足していると思うところではありますが、10 児童発達支援や放課後等デイサービス・発達支援センターの充実、11 学齢期児童に対する放課後活動の場の充実の順で多い回答となっております。

21 ページからは自由記述となっており、幕別町内（特に幕別本町地区）で、児童の通所サービスが少ないことや送迎の利用ができないこと、将来への不安、経済面など、様々なご意見をいただいたところです。

これで資料 1-1、1-2 についての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長 説明が終わりましたが、皆さんから、ご質問等はございませんか。

○森脇委員 はい。

○委員長 森脇委員。

○森脇委員 アンケートの回収率についてですが、一般的には 30%程度の回答率があれば概ね回答を得られたというようなことも言いますが、それも調査の方法によります。個別訪問などをすると回答率は高くなりますが、そこまでは人手や時間もかかるので難しいかもしれませんが、やはり、当事者の方々の意見を吸い上げて反映させていくには、ちょっと回答率が低いのではないかと思います。次回も同じように調査を実施することを考えると、次回に向けて調査方法など工夫が必要ではないかと思います。例えば提案をさせていただきますと、忘れている方へハガキで督促をしたり、もう一つ、色んなところでやっているようなのですが、回答してくれた方に謝礼を渡すということなども回答率を高めるにはいいのではないのでしょうか。予算の問題やアンケートが無記名式ということもありますが、行政のアンケートでもお米券などの商品券をお礼として渡すようなところもあるようです。

○障がい福祉係長 アンケートの回収率についてですが、今回、QR コードを添付しスマートフォン等からの回答も可能にしたところでもあります。者については、前回のアンケート

時よりも 0.24%減少し、児については、前回から 0.1%増加したところであります。

Web で回答いただいた方は、者で全体の 26.8%、児で 41.6%となっており、やはり児のアンケートにおいては、保護者世代がWeb による回答の方が行いやすいのであらうと考えています。

全体の回収率としては、両アンケート共におよそ 40%程度となっており、決して高い数値とは言えず、当然回答率が高い方がその有用性というのは上がっていくものと考えます。しかしながら、一般的に数多あるアンケート調査での平均回答率はおおよそ 30%超と言われており、町の各課で実施している各種アンケートについても、回答率は概ね 40%前後が多くなっております。

森脇委員からご提言いただいた、はがきでの督促、回答者への謝礼でございますが、アンケートは無記名での回答とさせていただいており、個人のことを答えないといけない設問もあることから、記名にすることでより回答率が低下する可能性がある懸念もあり、アンケートはあくまで任意であるということを踏まえ、個人へのはがきでの督促やお礼をいうものについては、現状考えておりません。

今回、それほど回答率が高くならなかった要因の一つとして、設問の多さというものがあるのではと捉えております。前回との比較やせっかくご意見をお聞きするならどうしてもボリュームが増えがちですが、次回については、委員の皆様方のご意見もいただきながら、ボリュームの精査なども行い、アンケート依頼時の文書の内容についても、その必要性を訴えるようにしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長 他にございませんか。

○佐藤(文)委員 はい。

○委員長 佐藤委員。

○佐藤(文)委員 このアンケートをみた際に、重度の障がいをお持ちの方向けの作りになっていたなと感じます。軽度の方と重度の方では、当然その意識なども違ってくると思います。軽度の方にとっては、サービスなどもいずれ使うかもしれないとお思いの方もいるでしょうが、現時点でサービス利用がなく、働いているなど自立されている方がおられると、このアンケートを見る限り、私たちには関係ないと捉えられてしまう可能性があるなと思います。重度の方に向けたものかなと。

ですので、例えばサービスの利用実態や今後の利用の予定を聞く設問などいくつかの質問で、「軽度の方でわからない方は」という文章が入っていると少し違うのかなと思う部分があるのですが。

○障がい福祉係長

委員がおっしゃるとおり、軽度、中度、重度でそれぞれその環境や状況にも違いはあると認識しています。可能であれば、アンケートもその程度によって作成していくということが望ましいのかなとも思うのですが、対象者を細分化することで各アンケートの分母も減り、それぞれの内容をプランに盛り込んでいくことに難しい面も出てくるのかなと考えております。先ほど申したとおり、3年後にまたアンケートを実施させていただく予定ではございますが、回答者が回答しやすいアンケートとするよう、前回との比較が必ず必要なかなど、そういった面も含めて委員の皆様方の意見を伺いながら決めていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○委員長

よろしいですか。他にございませんか。

無いようですので、では、次に、2)「まくべつ障がい者福祉プラン 2021 (改訂版) (案)」について事務局から説明をお願いします。

○障がい福祉係長

「まくべつ障がい者福祉プラン 2021 改訂版 (案)」について、ご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。本プランは、障害者基本法に基づく町の障害福祉施策の基本となる、幕別町障がい者計画と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用の見込量やその確保などについて記載する「第7期幕別町障がい福祉計画」と児童福祉法に基づく、障がい児通所サービス等の見込量やその確保について記載する「第3期幕別町障がい児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定しているものです。

今、ご説明した3つの計画のうち、今回新たに作成しますのは、「第7期幕別町障がい福祉計画」とその下に記載の「第3期幕別町障がい児福祉計画」となります。

1枚めくっていただくと目次ですが、今の2つの計画について記載しているのが第5章、ページ数で言うと34ページ以降となります。

そのまま目次のページから説明いたしますと、第1章から第3章については、本プランの策定の趣旨や基礎的なデータなどを記載しており、こちらは、前回策定した令和2年度以降変化があった部分を修正しております。また、同じく第4章の町の障害福祉の基本施策の基本となる「幕別町障がい者計画」については、中長期を見据えて、6年計画としており、今回は第1章から第3章と同様、変化が生じたことで記載内容が現状に即していない部分などの一部修正、追記となっております。

第1章から第3章までについては、主な修正点のみのご説明といたしますが、2ページをご覧ください。2ページの□の中の一番最後の●ですが、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されたこと



を追記しています。この法律は、初めて医療的ケア児が法律上定義され、国や地方自治体の責務について明文化されているものであり、幕別町にも現在 18 歳未満の医療的ケア児が複数人いることから、町の施策の取組みにも前回から引き続き「保健・医療の充実」という項目の中で医療的ケア児それぞれのケースに応じた支援の在り方や手立てについて協議する場を自立支援協議会の中で行う旨を記載しているところであります。

次に 8 ページをご覧ください。第 2 章障がいのある人を取りまく現状として、様々なデータを掲載しており、今回平成 30 年 4 月から令和 5 年 4 月現在のデータに更新をしているところであります。一部、精神障害者保健福祉手帳や特定医療費いわゆる指定難病の受給者証保持者に関する数値については、十勝総合振興局が集計公表するものですが、まだ令和 4 年 3 月 31 日現在の情報までしか公表されていないため、データによって最新の時点が異なっております。

9 ページになります。各種の障害者手帳所持者数の推移を示しております。身体障害者手帳保持者は減少しておりますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保持者数は増加しています。

次に、13 ページお開きください。特別支援学級の状況といたしまして、一番上の表が小学校の状況を表していますが、一番下の行、全児童数ですが、平成 30 年度の 1,423 人から令和 5 年度では 1,323 人と 100 人児童数が減少していますが、その上の行の児童数、これは特別支援学級在籍児童数になりますが、こちらをみると平成 30 年度から令和 5 年度で 50 人増えています。全児童数の 13.8%が特別支援学級在籍ということになります。

中学校でも同様に、全生徒数は 6 年間の間に 67 人減少していますが、特別支援学級の生徒数は令和 5 年度で 69 人となっており、6 年間で 21 人増加しており、全体の約 10%が特別支援学級在籍となっています。

14 ページになります。発達支援センターの利用状況ですが、令和 5 年度から児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問事業の指定を受け、民間の事業所同様に市町村による支給決定を受けた障がい児が利用できるようになりました。相談件数は増加しており令和 4 年度には 400 件を超えています。

次に、16 ページをお開きください。ここからは第 3 章として、計画の基本理念を示しております。現計画と変更はありませんが、引き続き「自立」、「社会参加」、「共生」を基本理念とし、引き続き計画に記載の各施策を進めていきたいと思っております。

次に、21 ページをご覧ください。第 4 章として施策の取組みですが、先ほど申し上げた通り第 4 章は、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年計画である「障がい者計画」の部分となりますので、6 つの施策目標や各施策の内容の項目について

ては変更がございません。一部、文言の整理などを行っておりますが、目標や施策の内容に変更がないことから、本日は説明を省略させていただきますことをご了承ください。

34 ページをお開きください。ここから、本年度作成する第 7 期幕別町障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画の内容となります。

34・35 ページでは基本的な考え方を示しておりますが、この考え方については、国が示している基本指針に基づいたものであります。

34 ページの（１）で「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の基本的理念を□の中に 7 つ示しておりますが、1 ～ 5 までは現計画と変更がありません。

「6 障がい福祉人材の確保・定着」、「7 障がい者の社会参加を支える取組定着」という 2 つの項目において、これまで「定着」という言葉がありませんでしたが、人材不足や確保しても長く続かないというケースがあるということから、定着させることが必要であるという考えによりこの定着という言葉が追加されております。

（2）は現計画と変更がありません。35 ページにいきまして、（3）は相談支援に係る基本的な考え方を示しております。□の中の「1 相談支援体制の充実・強化」ですが、現計画では「相談支援体制の構築」となっていました。国としては既に体制の構築はできたという判断の下、新計画ではその体制の充実・強化を図っていくということになります。本町においても、適切なサービス利用を支えるための計画相談サービスや、発達障がいに関しての相談を発達支援センターで受けているところであります。同じく（3）の「4 協議会の活性化」ですが、現計画では「協議会の設置」となっていました。本町を含め多くの自治体で「自立支援協議会」の設置が進み、今後はそこをいかにして活用し、意味のあるものにしていくかが課題と言えます。本町においては、平成 19 年度に自立支援協議会を設立し、今では 4 つの部会を置いて専門分野において必要な協議を行うほか、毎月第 4 火曜日の夜定例会を開催し、様々なテーマで障がいあるいは障がい者を取りまく状況についての勉強会や講演会、GW などを開催しています。

宣伝になりますが、今月は来週火曜日 28 日に 18 時から札内コミュニティプラザで「自然災害に備えよう」というテーマで防災環境課の職員からの話や段ボールベッドの組み立て体験などを予定していますので、ご都合がございましたらぜひご参加いただければと思います。

次に（4）障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方ですが、□の 5 障がい児相談支援の提供体制の確保が新たに追加されているものであります。

（4）文中の 3 段落目、「また、～」以降の部分ですが、国では、児童発達支援

センターを地域における障がい児支援として中核的な役割を担うため、各市町村に1か所の設置を求めているところですが、十勝管内には、帯広市にある「帯広あおぞら」のみとなっており、本町にはございませんが、町の発達支援センターが代わって中核機関を担えるよう関係機関と連携し、体制整備を進めてまいります。この内容につきましては、後ほど55ページにおいても同様の内容の記載がございます。

36ページになります。ここからは、第6章として、「第7期幕別町障がい福祉計画」の具体的な数値目標などを設定している箇所になります。この数値目標は、基本的には国の基本指針に沿って、令和3年度又は令和4年度の実績値に対してどのように変化し、どの程度サービス利用が必要となるか見込量を設定し、その数量を確保するための方策を示すものです。幕別町の現在のサービスの利用実態、現計画の推移、アンケート結果に基づいて設定をしています。

1の成果目標ですが、障がいのある人が自分の生まれた地域などで生活できるよう、施設入所者が地域移行できるような取り組みが必要となっていきます。また、自立した生活ができるよう就労支援の取り組みも重要です。

36ページの一番下にある表をご覧ください。令和4年度末の障がい者施設へ入所している方は53人いらっしゃいます。国ではこの人数を5%以上減少させることを目標とすることを掲げており、幕別町では令和8年度末までに3人減らし、割合にすると5.7%減とすることを目標といたしました。地域生活移行者数は施設入所者が退所し地域に戻って生活するという地域移行を果たす人数ですが、国では令和4年度の施設入所者のうち6%以上を地域移行することを目標としており、町では、4人が地域移行できるよう考え、割合で言いますと7.5%が移行することを目指します。

また、36ページの中ほど(1)のすぐ下に、鍵かっこで【国の基本指針の主旨】を記載しております。こちらはあくまで国の指針として示されているもので、これを基本とし各自治体の状況や実績などを考慮しながら目標を設定することとしていますので、必ずしも指針どおりの設定としなくてもよいものであります。これ以降のページにも同様に国の基本指針の主旨を記載しておりますが、同様の意味となりますので、ご承知おきください。

次に37ページになります。(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築です。下段の枠の中の町の現状と課題・成果目標ですが、幕別町では自立支援協議会を活用し、ケース検討や支援方法を協議する場を設けているほか、令和5年度から実施している重層的支援事業を用いて、精神障がい者も含めた家族や支援者などの課題に対し、包括的に支援を行っていきます。

39ページをご覧ください。(3)地域生活支援の充実です。幕別町は、令和5年

度から池田町、豊頃町、浦幌町と一緒に東部 4 町で地域生活支援拠点を整備しました。今後も 4 町の資源をお互いに活用しながら、緊急時の対応などに努めていきたいと思っています。

次に 40 ページになります。表の下の (4) 福祉施設から一般就労への移行等ですが、現在就労支援サービスを利用している方たちが、一般就労に移行する目標値を定めています。

41 ページの中ほどの表をご覧ください。令和 5 年度はすでに就労 B 事業所を利用していた方が一般就労したケースが 5 件あります。目標値の考え方ですが、令和 8 年度末までに令和 3 年度の実績に対して一定の伸びを加味した人数が一般就労に移行するという考えになっております。

41 ページの表の下、(5) 発達障がい者支援体制の構築です。発達障がいは、子どもだけではなく大人の方でもおりますが、やはり早期からの療育に繋げることが大切です。現在、幕別町内には発達障がいについて専門的に診断できる医療機関がありませんので、帯広市を中心とした近隣市町村の医療機関に繋がっているところです。保護者が早期に気づくため、発達支援センターにおける発達検査の実施や保護者が家庭で適切な対応ができるようペアレントトレーニングも実施しており、引き続き実施していくものであります。

次に、42 ページの中ほど (6) 相談支援体制の充実・強化等です。国の指針で示されている、基幹相談支援センターの設置や地域の相談支援体制の強化については、既に実施をしているところですが、サービス利用者の増加に伴い、相談支援事業所の相談員の不足という課題もあります。また、基幹相談支援センターには複雑化した相談も増えていることから、専門的知識を持った事業所への委託により総合的・専門的な相談支援の確保を行っていくということを明記しています。

43 ページの中ほど (7) 障がい福祉サービス等の質の向上させるための取組に関わる体制の構築についてです。事業所だけではなく、様々な相談に対応するため、町職員の知識の向上も必要なことから、町職員も北海道が主催するものをはじめ、様々な研修へ参加していきます。目標値は 3 人とはしていますが、機会があれば積極的に参加するものであります。

次に 44 ページですが、「2 障害福祉サービス・相談支援等の見込み量」として、各サービスの種類ごとの見込量を示しています。見込量については、先ほどご説明しましたとおり、現計画の推移、現在の各サービスの利用実態、アンケート調査を基に設定しているものです。これらの数値は見込値であり、これらの受け皿を確保するためのものであります。

今後、明らかに増加が見込まれるサービスは、過去の増加状況や、現状で把握している利用予測を加味し、各年度で増加させています。

また、同じ数値の推移で見込んでいるサービスについては、これから新たに利用される人、介護保険サービスに移行される人などを勘案し、明らかな増加が現状で見込まれない場合に、同じ数値での推移としております。

46 ページ、47 ページをお開きください。日中活動・訓練・就労系サービスを46 ページでは令和3年度・4年度の実績と令和5年度の見込値を示しています。47 ページで今後3年間のサービス利用の見込み量を示しています。

例えば、表の真ん中より少し下の就労継続支援A型とその下のB型については、実績としても伸びており、アンケート結果からも今後の利用が増えることを想定しています。同じように一番下の行にあります、短期入所については、実績としては利用人数に変動はありませんが、アンケートにおいて親亡き後の生活を見据えた訓練や支援者のリフレッシュが必要であるとの結果から、今後、増加することを見込んでおります。

表の中ほどにある、就労選択支援というサービスですが、横棒で実績を記載しておりませんが、これは、令和7年の秋頃から開始される新サービスとなります。これまで働いたことがない方や、学校を卒業後すぐに就労支援サービスを利用する場合に、どの種類の就労系サービスで訓練していくことが適切なのかをアセスメントするためのサービスになります。そのため、令和6年度まではサービスそのものが存在しないため、横棒で数値を記載しておりません。令和7年度サービススタート年度からは、主に高等養護学校を卒業してすぐに就労支援サービスを希望する方がいらっしゃることを想定して設定をしています。

48 ページになります。居住支援及び施設入所に関するサービスについてです。ページ下にあります2つの表ですが、上の表が実績、下の表が今後3年間の見込値となっています。真ん中の行にあります、共同生活援助はいわゆるグループホームのことです。年々利用者が増加している実態に加え、新しいGHも増えてきていることから、今後も増加を見込んでいます。その下の施設入所支援は、少しずつその利用を減少させ、36 ページで掲載している目標値に合わせて、令和8年度末に50人となるよう設定しています。

49 ページの相談支援では、手続きの複雑さや関係機関への連絡調整など障がいのある人が一人で全て行うことは難しいことも多く、また、客観的に状況を判断してアドバイスや支援をしてくれる人が必要な場合もありますことから、相談員の人手不足と言う課題はありますが、町外の事業所も活用しながら、今後も利用が伸びていくことを想定しています。

50 ページからは地域生活支援事業についてです。53 ページになりますが、移動支援事業では、屋外で移動が困難である方が、余暇活動を楽しんだり、社会参加をする際に外出のための支援を行うものですが、コロナ禍以降利用が急激に減

っていました。コロナによる規制は減ってはいますが、しばらくは同程度の利用を見込んでいます。

54 ページの表中「日中一時支援事業」については、障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図っています。利用状況につきましては、令和3年度をピークとして高止まりの状態が続いており、今後も同程度の利用を見込んでいます。

次に、55 ページからは、第7章として、「第3期幕別町障がい児福祉計画」の内容を記載しております。記載方法については、第6章と同様でございます。

まず、成果目標ですが、(1) 障がい児支援の提供体制の整備です。①については、国の基本指針の主旨にありますとおり、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上の設置を求めています。35 ページにおいてご説明したとおり、十勝管内では、帯広市内にあります「帯広あおぞら」という施設が児童発達支援センターにあたり、幕別町を含めた他の町村にはなく、十勝管内で1か所の設置を維持するという目標にしております。

次に 56 ページですが、②として主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保です。こちらも①と同様、令和8年度までに重症心身障がい児を受け入れることができる障がい児通所施設を1か所以上確保する。と指針には示されております。現状では帯広市に2か所事業所がございますが、幕別町も含め他の町村にはありません。そのため、帯広市内にある事業所を活用しながら、重症心身障がい児が円滑にサービス利用できることを目指してまいります。

その下の③医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置です。医療的ケア児への支援については、令和2年度に自立支援協議会の中に医療的ケア児支援部会を立ち上げ、部会による調査により現在9人の医療的ケア児が町内にいることが分かっています。個々の状態やライフステージの中で、保育所幼稚園の入所、小学校への入学などに向けて、どのような支援ができるか、どのような対応が必要か協議を行っています。今後はそういった協議や関係機関との調整を行うコーディネーターの配置についても目指してまいります。

最後に58ページからの2障がい児福祉サービス・相談支援等の見込み量です。第6章でご説明したとおり、現計画の推移、現在の各サービスの利用実態、アンケート調査を基に設定しています。59ページになりますが、障がい児のサービスは5種類ございますが、利用は児童発達支援と放課後等デイサービスがメインとなっています。児童発達支援の実績値を見ていただくと、令和5年度見込み値が急激に増加しておりますが、これは、幕別町発達支援センターが事業所としての

指定を受け、利用を開始したことによるものです。今後も概ね同程度の利用を見込んでいます。放課後等デイサービスについても、特に1人当たりの利用日数が増えております。今後も少しずつ増えていくものと見込んでいます。

最後のページですが、60 ページです。障がい児相談支援になります。こちらは放課後等デイサービスなどの利用増加に伴い、障がい児相談支援の利用希望のニーズも高いと考えています。相談支援事業所が受け入れることができる量を加味しながら、少しずつその利用は増加するものと見込んでいます。

以上で資料2の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長 皆さんから、ご質問等はございませんか。

○森脇委員 はい。

○委員長 森脇委員。

○森脇委員 第4章での記載にはなりますが、情報提供の充実についてに関連いたしまして、昨年5月、「障害者情報アクセス法」が成立いたしました。この法律は、障害のある人の情報アクセスや意思疎通の環境を整えることが目的であるとされております。

そのため、国や地方公共団体の施策として情報取得に役に立つ機器の開発・普及・利用の促進、防災や緊急通報の体制整備などを義務付けているところですが、改訂版では、この法律の趣旨を受け、具体的に反映させたか伺います。

○障がい福祉係長 ご質問いただいた部分は、「幕別町障がい者計画」であり、説明を省略させていただいた部分になりますので、ご説明させていただきます。資料2の27ページをご覧ください。27ページ一番上に【意思疎通の整備】という項目があり、これは前回から引き続きの項目であります。ここでは、これまでも行っている手話通訳者や要約筆記者の派遣、また養成研修についての記載に留めておりますが、現在、幕別町においては、これらの外、例えば52ページの⑥日常生活用具の部分でございます。日常生活用具の給付事業では、「情報・意思疎通支援用具」も給付内容に含まれており、代表的なものとして、要件等はございますが、「活字文書読み上げ装置」や「聴覚障がい者用通信装置」、「点字器」などを対象としているところであります。

また、資料2の31ページですが、令和3年度に全世帯に対し、災害時や緊急情報を発信するための個別受信機を配布したほか、防災LINEやSNSをとおした情報の発信も行っております。さらに、緊急時電話が利用できない方がスマートフォンの画面のみでやり取りができる「ネット119通報システム」をとまち広域消防において普及活動を行っていたり、町保健課において緊急通報システムの貸し出しも随時行っているところです。1か所にまとめて記載をしているわけではございませんが、複数個所にそのような記載をしているところでございます。

○森脇委員 改訂版の 26 ページの中のガイドブックなどの充実で、利用しやすいものにしていきますと記載がありますが、この部分で点字版や音声版の発行は想定されているのでしょうか。また、27 ページ意思疎通支援の整備で、外出先支援だけでなく、自宅で必要な情報を得られる支援について、例えば I C T 機器、パソコン周辺機器などの活用支援を追記してはどうでしょうか。

○障がい福祉係長 ガイドブックの点字版や音声版の発行についてですが、点字については、非常に難しく町職員において作成することが難しいことから、作成するとなると専門の方への委託などを行わないといけない状態でございます。また、音声版については、町のホームページが現時点で音声対応ができていないこともあり、すぐに対応は難しいものと考えております。

ご提案いただいた部分でございますが、追記については今回策定する部分に含まれていないことから、検討させていただきたいと思いますが、日常生活用具の中で、情報・通信支援用具としてパソコン周辺機器等というものが、視覚障がいの方や上肢機能障がいなどで 2 級以上の方を対象に給付が可能となっております。ご家族、施設等の支援者など周りの方のご協力をいただいて、そういった情報が周知できればと考えております。

○委員長 他にございませんか。

○赤石委員 はい

○委員長 赤石委員

○赤石委員 相談支援体制についてですが、相談の窓口について、仮に発達障がいの診断を受けた方がいたとして、まずはどこに相談したらいいのか。ということですが、町に相談したらいいのか、町に相談してもサービスを提供しているような事業所に回されてしまうのか、ホームページ等でも一覧で相談先が掲載されていますが、ここに連絡したらちゃんと割り振りや繋ぎをしてくれるよ。という相談の入り口を 1 か所しっかりと決めておかないと、そこに相談したらよいか分からないというようなこともあろうかと思えますし、どこか 1 か所に相談できれば、役場をはじめとして、関係するところに情報は共有されるのでしょうかけれども、心配なのはサービスなどの対象から漏れている人がいるのではないかという心配がございます。それには窓口を明確化することが必要かと思えます。

また、先ほどの視覚障がいや聴覚障がいなど、障がいの状況などに応じて色々な支援をしていく場合に、例えば、老人の関係ではソーシャルワーカーみたいな方がいて、この人にはこういうサービスが必要だ。とか取捨選択をしてその人に合った支援をしていくということになりますが、障がいの場合はそういった方がいるのでしょうか。一人ひとりの障がい者に対して担当する相談員のような存在のことです。



○障がい福祉係長

まず2つ目の質問にありました一人ひとりの障がい者に対しての相談員ということについてお答えいたしますが、制度といたしましては介護のケアマネージャーと同様に、相談支援専門員という肩書の方がおります。町の職員としてはおりませんが、民間の事業所として、幕別町内に7か所事業所がございますが、そういった方がいわゆるケアマネと同様の働きをしているところでございます。ただ、先ほど説明の中で申したとおり、人員不足ということもあり、すぐに担当して配置できないといった課題もございます。そこは、幕別町民だから幕別町内の事業所しか使えないというわけではございませんので、帯広市をはじめ近隣の市町村の資源も活用しながら、必要な方に相談員が配置できるような体制を整えていけたらと考えております。

もう1点、相談窓口の件になります。平成30年度から福祉課によろず相談窓口というものを設置しておりまして、断らない相談窓口ということで、どこに相談したらよいかわからないというような内容については、まずは福祉課にご相談ください。としているところであります。

具体的に相談する内容が定まっていたり、相談先が明確なものはもちろんそちらに相談していただくことは構いませんが、迷ったり、どこが窓口かわからないという場合は、福祉課にご相談いただければ、関係機関に繋いだり、相談内容から担当課を紹介するなどの対応はさせていただいております。

○委員長

他にございませんか。

無いようですので、では、次に、3)今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

○障がい福祉係長

今後のスケジュールについて、ご説明いたします。

事前に郵送しております、A41枚の策定スケジュール（案）をご覧ください。

①が本日の第2回委員会となります。本日いただいたご意見を基に修正すべきところを修正し、②として、年明けの1月からパブリックコメントを行います。1月号の広報及びHP等でその周知を行います。1か月間の期間を経て、その結果について資料を作成し、HP上で公表します。

③として、2月の下旬から3月上旬にかけて、第3回の本委員会を開催させていただき、そこでパブリックコメントの結果の報告と、パブリックコメントにより寄せられた意見を基に修正があった場合はその修正についてご説明させていただき、最終的な答申案としていただければと思っております。

第3回の本委員会終了後、委員長と日程調整させていただき、委員長より町長に対し、答申をしていただく予定としております。

町では答申を受け、3月下旬までに「まくべつ障がい者福祉プラン2021改訂版」を完成させます。完成後に印刷を行い、委員の皆様にも配布させていただきます。

ます。

以上で今後のスケジュールの説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたが、皆さんから、ご質問等はございませんか。

無いようですので、協議・報告事項は以上となります。

### 3 その他

○委員長

次に4その他ですが、事務局から何かありますか。

○福祉課長

資料の説明の際に、担当の方から事前にお送りしていた資料2の変更があり差し替えさせていただきました。大変申し訳ありません。これからパブリックコメントに向かっていくわけですが、中身につきましては、再度事務局の方で精査をさせていただいて、文言や体裁の修正など、中身が変わらない軽微なものについては、事務局において修正をさせていただければと思います。その辺をご了承いただければと思います。

○委員長

文言等の軽微な修正については事務局に任せるということでよろしいでしょうか。

この際、委員の皆様からも何かありませんか。

無いようですので、本日予定しておりました議案が終了いたしました。

それでは、以上をもちまして令和5年度第2回幕別町障害者福祉計画策定委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

了 (20 : 05)